

「ご存じですか? 『農業者年金』 農業者年金の7つのメリット

農業委員会(内線577)

農業者は普通、国民年金に入っています。しかし「農業者にもサラリーマン並みの老後保障を」という強い要望が全国からあがりましました。そこで、昭和46年に農業者の老後の生活の安定を図ること、農業経営者の若返りによる近代化や経営規模の拡大を促進する目的として、農業者年金制度が発足しました。

①少子高齢化時代に強い年金

年金原資を自ら積み立てたものと、その運用実績により受給額が決まる積立方式の確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

②農業に従事する方だけが加入できます。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら、だれでも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

③保険料の額は自由に決められます

月額2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できます。

④80歳までの保証が付いた終身年金

年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

⑤早く加入するほど有利

加入期間が長いほど複利効果などで、運用益アップが期待できます。

⑥税制面でも特例を用意

保険料の全額が、所得税の社会保険料控除の対象になります。また、農業者年金の運用益は非課税で、さらに受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

⑦意欲ある担い手には保険料の助成が受けられます

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(政策支援)があり、基本保険料2万円のうち最高半額、生涯で最大216万円の補助を受けることができます。

「ご利用ください『勤労者住宅融資制度』」

産業経済課(内線573)

市と労働金庫が提携し、市内の勤労者の皆さんに、住宅融資制度を設けています。お気軽にご利用ください。

■対象者

○市内に居住又は居住しようとする満20歳以上60歳未満の勤労者
○同居(予定も可)家族がいる方
○市税を完納し、前年の給与所得が150万円以上、1千万円未満で、同一事務所に原則1年以上勤務し、返済能力のある方

■利用目的

新築、増改築、分譲住宅、中古住宅

宅の購入など

※面積などの規定があります。

■融資金額 1千万円以内

■返済期間 35年以内

■金利

○固定金利(10年以内) 2.80%

○固定金利(10年超) 3.34%

○変動金利 2.0%

※固定金利選択型もあります。

■問い合わせ

産業経済課又は四国労働金庫愛媛支店営業部(☎948-1121)。
《平成18年9月現在》



廃FRP船の処理でお困りの方・・・
大切なパートナーだったFRP船だからこそ、地球環境にやさしいリサイクルを。

「FRP船リサイクルシステム」の受付期間をお知らせします。詳しくはこのマークのある登録販売店などでお尋ねください。

■受付期間 平成19年1月11日(木)まで
■問い合わせ FRP船リサイクルセンター
(専用電話☎03-3567-6929)

伊予市役所 ☎982-1111(代) 中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

『秋・採れ穫れまつり』を開催します

産業経済課（内線571）

新鮮で季節感のある旬の地産物を直接消費者へ提供し、消費者と交流を深めながら地産地消を広くアピールするため、次のとおり『秋・採れ穫れまつり』を開催します。

天、鯛めし、栗ずし等の販売
・わくわく教室 地域でとれた野菜を使った体験教室（こんにゃくづくり・漬物づくり・かずら編み）
・フリーマーケット

■日時 11月12日(日)、10時～15時

■場所 生涯研修センター「さざなみ館」

■内容

・とれこれ市 新鮮農産物、びわ葉茶等の試飲販売
・うきうき茶屋 うどん、じゃこ

臨時職員の登録を随時受け付けています

総務課（内線560・561）

市では、事務職、保育士などの出産や病気、退職などにより欠員が生じた場合や、制度改正などで一時的に業務が増えた場合、臨時的に仕事をお願いできる方の登録を随時受け付けています。

■登録するには…

市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼って、直接又は郵送でお届けください。

■お願いしたい仕事があったときは…

臨時的にお願いする仕事が生じた場合、事前にご登録いただいた方から、勤務条件、資格などを考慮して書類選考後、面接を実施します。なお、給与は、職種、勤務時間などによって異なります。

■郵送先

伊予市総務部総務課人事担当
（〒799-13193、伊予市米湊820番地）



WARMBIZ

秋・冬は
「20℃」が常識です！

京都議定書で世界に約束した日本の目標は、温室効果ガス排出量の6%削減。

地球温暖化防止のため、今年の秋・冬は暖房時の室温を20℃にしましょう。

伊予市平和祈念式典

市では、戦没者・殉職者などの方を追悼し、恒久の平和を祈念するため、『伊予市平和祈念式典』を開催します。

■日時 11月17日(金)、10時～

■場所 伊予市市民会館大ホール

■問い合わせ 福祉課(内線552)

お誘いあわせの上、ご参列ください。

平成18年分年末調整説明会を開催します

松山税務署では、下表のとおり年末調整説明会を開催します。説明会には地域にかかわらず都合の良い日に来場できますので、ご参加ください。

※来場の際には、必ず事前にお送りしている封筒（書類を含む）をご持参ください。

■問い合わせ 松山税務署 ☎941-9121

開催日	時 間	会 場
11月21日(火)	14:00～16:00	砥部町中央公民館講堂
11月22日(水)		久万町民館
11月27日(月)		東温市役所大会議室
11月28日(火)		伊予市市民会館
11月29日(水)		松山市民会館(法人事業者)
11月30日(木)	10:00～12:00	松山市民会館(法人事業者)
	14:00～16:00	松山市民会館(個人事業者)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

保険年金課(内線547)

所得の申告時に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要で

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、社会保険庁から11月上旬又は翌年2月に送付されます。年末調整又は確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収書等が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、配偶者やご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

■問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-1000-19911

・設置期間 11月1日～平成19年3月16日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

・受付時間 9時～17時

■11月送付対象者

1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納めている方。

※9月分まで保険料を完納している方は、12月分までの納付見込額を含めて通知されます。未納期間がある方は、納付済額しか通知されません。10月以降の納付については、領収書が必要になりますので併せて保管してください。

■平成19年2月送付対象者

10月3日から12月31日までの間



上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
11	3(金)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
	4(土)	豊田設備	下吾川 982-6867
	5(日)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	11(土)	友澤設備	大 平 982-1381
	12(日)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	18(土)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	19(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	23(木)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613
	25(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	26(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185
	2(土)	功栄設備	中 村 982-5888
12	3(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067
(有)田中興業 ☎967-7317
(株)中山建設 ☎967-1035
(有)栄電機設備 ☎967-1318
双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

= 市内の交通事故状況 =

(9月末日現在)

	9月	累計	前年比
発 生	24件	180件	-19件
死 者	0人	3人	-4人
傷 者	26人	235人	-19人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(9月末日現在)

	9月	累 計	前 年 比
侵 入 盗	10件	56件	+1件
自 動 車 盗	2件	4件	-1件
オートバイ盗	0件	7件	-13件
自 転 車 盗	2件	42件	-33件
車上ねらい	0件	32件	-6件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
『消さないであなたの心の注意の火』

11月9日(木)～15日(水)
『秋季全国火災予防運動』

伊予消防署 ☎ 982-0657



これから火災の発生しやすい時季を迎えますが、火災予防の一層の普及を図るため、秋の火災予防運動が全国一斉に行われます。伊予消防署、中山・双海出張所、伊予市消防団では、この期間中に防火に関する各種行事を予定しています。

運動期間中の主な行事

○防火パレード

灘町・中山地区・双海地区において防火パレードを実施します。

○防火広報

消防団員が、地元地域で防火広報を実施します。

○火災防ぎょ訓練

・日時 11月12日(日)、8時～

・場所 中山地区(東町・豊岡地区)
・内容 伊予消防署、中山・双海出張所、松前消防署、伊予市消防団合同による「火災防ぎょ訓練」
※当日、中山地区では、消防自動車サイレンを鳴らし緊急走行しますので、火災と間違えないようにご注意ください。

○一般家庭防火訪問

市内全域で、消防団員が一般家庭を訪問し、防火診断を行います。

○一人暮らし高齢者宅防火訪問

上野地区で、高齢者家庭相談員と消防署員が、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火診断を行います。

○防火教室

市内全地域や事業所・各種団体を対象に、消火訓練や防火ビデオの上映、防火講話などを行います。この機会に是非参加して、消火器の使い方を習得してみませんか。

※サイレンの吹鳴

11月9日(木)、7時に秋季全国火災予防運動開始をお知らせするサイレンを鳴らします。火災と間違えないようにご注意ください。



『火の見櫓と梯子乗り』

時代劇など火事場のシーンで「火の見櫓」というものを見たことがありますか。出火の方向や距離を見るための櫓のことです。

昔は建築物が平屋か2階建てくらいしかなかったため、火の見櫓をそれほど高くする必要がありませんでした。それでも火事場に行く途中、路地などに入ると方向が分からなくなることがあり、地面に梯子を立てて登り、火事場の方向を確かめていたそうです。これが現在の出初式などで行っている「梯子乗り」の起源になったという



■伊予市管内の火災と救急出場件数(9月末日現在)

種別	9月分			累計(1月から)		
火災 件数	本庁	1	1	本庁	10	14
	中山	0		中山	3	
	双海	0		双海	1	
救急出場 件数	本庁	86	124	本庁	1,013	1,365
	中山	12		中山	151	
	双海	26		双海	201	

火災・救急 → 119	
火災 救急病院	案内 982-5959

ことです。梯子の長さも決まっています、4間半(約8m)でした。2階建ての家の軒先までが約6mなので、その長さで火事場の方向を見通せたのです。しかし、鉄筋コンクリート造りの高層建築物が建ち並び、電話などの通信技術が発達した現代においては、火の見櫓は無用の長物となってしまう、徐々にその姿を消していったというわけです。